

令和7年度 第2回 松本市社会福祉審議会 会議録

日 時	令和7年11月5日（水） 午後1時30分～午後2時58分
会 場	Mウィング 6階ホール
出席者	委員20名（欠席者6名）
次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 答申事項 第5期松本市地域福祉計画の策定について （松福福第83号令和7年4月30日諮問） (2) 諮問事項（予定） ア 第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画（第4期松本市障がい児福祉計画）の策定について イ 第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」の策定について 4 その他 5 閉会
あいさつ	2 あいさつ 小林委員長
議 事	3 議事 (1) 答申事項 第5期松本市地域福祉計画の策定について （松福福第83号令和7年4月30日諮問） 《委員長》 はじめに、令和7年4月30日に諮問され、地域福祉専門分科会に検討を付託した「第5期松本市地域福祉計画の策定について」、担当課から概要説明をお願いいたします。 《福祉政策課長》 説明

《委員長》

次に、地域福祉専門分科会から報告をお願いいたします。

《地域福祉専門分科会会長》

説明

《委員長》

それでは、ただ今の報告について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

《尻無浜委員》

計画の位置付けの説明部分で、松本市総合計画の下に「第5期松本市地域福祉計画」（以下「市地域福祉計画」とする。）があり、地域福祉計画は松本市社会福祉協議会で策定する「松本市地域福祉活動計画」（以下「社協活動計画」とする。）と連携・協力関係にあると書かれている。

ここで市と松本市社会福祉協議会との役割分担が明記されているため、社協活動計画にもその旨が書かれているかどうかを確認する必要があるのではないか。

《福祉政策課》

社協活動計画は現在作成中であるが、連携していく必要があると認識している。地域福祉専門分科会の中でも松本市社会福祉協議会から社協活動計画について説明があったため、今後、市地域福祉計画を策定していく中で、社協活動計画も作成していく。

《尻無浜委員》

本審議会でも市地域福祉計画を確定させ、社協活動計画はそれに沿って作成するということか。連携ではなく市に従う形になるのではないか。

《福祉政策課》

市地域福祉計画を検討する中で、松本市社会福祉協議会とも打合せを行っており、方向性のすり合わせをしている。基本的には市地域福祉計画に沿った形で社協活動計画を策定いただく。

《委員長》

委員長ではなく、松本市社会福祉協議会会長の立場で一言説明させていただく。社協活動計画と市地域福祉計画は、お互いに不足する部分を埋められるよう、何度も打合せをしている。また、市の上位計画とも整合が取れるよう作成をして

いる。

《海野委員》

個人的な感覚として、「支援」という言葉は「元気な者が弱い者を支える」という印象がある。地域共生社会というのは、そうしたことに関係なくお互いに支え合える社会のことではないか。計画を立てる上で基礎になる上位計画の中で、そういった社会を目指す視点を組み込み、市の共通認識とすることができれば、地域共生社会に対応した計画を策定できるようになるのではないか。

《福祉政策課》

市地域福祉計画の中では、「住民が地域や社会に参加する際には、「支える側」「支えられる側」のいずれかに偏った関係性に固定してしまうことがないように、それぞれの強みや特性を活かして活躍できる場づくりや関係づくりを支援する必要があります。」としている。関係者の中で共有していきたい。

《岩田委員》

市民アンケートを見ると、地域の人が集まれる場としては「特に目的がなくても居られる」場所が最も求められている。市は福祉ひろばや公民館などで場づくりをしていると思うが、このアンケート結果をどう生かしていこうと考えているか聞きたい。

《福祉政策課》

なかなか難しい面もあるが、目的がなくいられる場所は、青少年の居場所、子ども食堂など、様々な世代の方が参加されている場も増えてきている。全ての地区で行えているわけではないが、市内のワーキンググループ等でも情報交換をしながら、市地域福祉計画を策定する中で考えていきたい。

《地域福祉専門分科会向井会長》

「支援」については、基本理念に「支え合って生きる」とある。一方的な関係ではないことはもちろんだが、多様な主体がどう繋がり合っていくか、連携し合っていくかということが大きなポイントではないか。

また、「目的がある場所」は対象が限定されがちである。基本理念にある「誰も取り残さない」ということを考えると、なるべく対象が限定されない場所が重要。そういった場が色々な場所にあるといいという意見は地域福祉専門分科会の中でも出ている。実際に行われている活動を計画の中でも提示しているが、そうしたイメージを共有しながら、具体的な政策に繋げていただけたらと考えている。

《北沢委員》

P. 25の基本施策1－6生活福祉に関する取組みについて、まいさぼ松本の就労支援プラン対象者は誰か、現状値と実績値の数字が違うのはなぜか。

また、P. 29の(2)「狭間の課題などを全世代型個別支援」について、残された課題に「法人等への業務委託により、アウトリーチできる対象者を増やす」とあるが、法人への委託料が業務内容に対して少ないという意見を聞いている。委託料は増やすことができないのか。

《福祉政策課》

P. 25については業務担当者が本審議会に出席していないため、後ほど確認してお答えしたい。

次に、P. 29については、この12月から新たに委託に出したものであり、委託料については法人等へ意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

《北沢委員》

先ほどの委託料が少ないという内容は、P. 79のイにある障害者相談支援事業を受託している法人から話を聞いたもの。業務内容に応じて委託料を上げることはできないか。

《障がい福祉課》

一点確認であるが、障害者相談支援事業の委託料のことで良いのか、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への報酬単価のことで良いのか。

《北沢委員》

両方のこと。

《障がい福祉課》

障害者相談支援事業の委託料については、今後法人等との意見交換や圏域の状況も踏まえ検討していきたい。

相談支援専門員への報酬単価については、現状の国のルールに従って計算するしかなく、地方自治体単独で対応することができないが、松本市自立支援協議会の中で専門部会を立ち上げ、この問題について検討を始めたため、今後も引き続き検討していきたい。

《廣瀬委員》

今回の次第書に示されている別紙1「地域福祉計画の総括と方向性(案)」及び別紙2「第5期 松本市地域福祉計画の施策体系」については、一般市民に公開されるものか。

《福祉政策課》

一般市民への公開用というのではなく、今回の審議会のために用意したものの。

《廣瀬委員》

別紙1右下の「第5期計画の方向性」の、基本目標1「安心して暮らせるまちづくり」の中で、「公的福祉制度に沿って」とあるが、この表現だと制度の狭間や複合化した問題へ光を当てるイメージが伝わらないのではないかと。

あまり限定しすぎず、制度の隙間を埋めるために協働を進める、といった表現の方が伝わりやすいのではないかと。

《海野委員》

P. 39の施策1-1「子ども・若者支援の推進」について、「松本市では、切れ目のない支援体制を構築し、家庭と子どもを支援してきた」とあるが、松本市で必ずしも切れ目のない支援体制が構築できているとは言えず、現実と乖離があるのではないかと。

また、地域の中で少子化が進んでいるのは明らかなことであるため、認定こども園、保育所、幼稚園等のみならず、小中学校まで含め、地域共生社会を考える中で施設の統廃合なども検討しなければならないのではないかと。

《委員長》

今委員がご指摘いただいた内容は、第5期地域福祉計画の中のことなのか。

《海野委員》

教育委員会のこともかもしれないが、行政機関としては福祉と両方でやらなければいけないのではないかと考える。

《地域福祉専門分科会向井会長》

海野委員ご指摘の、P. 39の「切れ目のない支援体制を構築し」部分については、「切れ目のない支援体制を目指し」に変更したい。

《委員長》

それでは、いただいた意見等を踏まえ、あらためて市長へ答申することといたします。

(2) 諮問事項（予定）

ア 第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画（第4期松本市障がい児福祉計画）の策定について

イ 第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」の策定について

《委員長》

次に、松本市から本審議会へ新たに2件の諮問事項が提出される予定となっています。

事務局から説明をお願いします。

《事務局》

諮問の流れについて説明

《小林委員長》

それでは、諮問事項「第5次松本市障がい者計画の策定について」を議題といたします。担当課から説明をお願いします。

《障がい福祉課》

説明

【ご意見等】

なし

《委員長》

続きまして、諮問事項「第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について」を議題といたします。担当課から説明をお願いします。

《高齢福祉課》

説明

【ご意見等】

なし

《委員長》

それでは、本件については、当審議会の今後の審議事項としてまいりたいと存じます。

具体的な検討につきましては、11月10日に市長から正式な諮問書を受領した後、条例第7条に基づき、障害者福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会に付託したいと思います。よろしいでしょうか。

	ありがとうございました。
その他	4 その他 【ご意見等】 なし